

四国リハビリテーション学院同窓会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、四国リハビリテーション学院同窓会と称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、香川県綾歌郡宇多津町浜五番丁四国リハビリテーション学院内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦、連帯を深め、知識・技術の向上を図り、合わせて母校の発展に寄与する。

(事 業)

第4条 本会は、その目的達成の為に次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦連絡の為に諸会合の開催。
2. 母校の発展に寄与する事業。
3. その他必要な事業。

第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 会員は次の通りとする。

1. 正会員は四国リハビリテーション学院の卒業生である者。
2. 特別会員は、次の各号に該当する者。
 - (1) 四国リハビリテーション学院の現役教職員、旧教職員他、学校関係者。
 - (2) 会員の推薦を受け、本人が承諾した者。
 - (3) 役員会の承認を得た者。

(会員の資格)

第6条

1. 入会 四国リハビリテーション学院卒業と同時に入会となる。
2. 退会
 - (1) 本会の退会は、その旨を会長に届け出て退会となる。
 - (2) 本会の会員が死亡した時、退会したものとしてみなす。
3. 休会

- (1) 本会への休会は、その旨を会長に届け出て休会となる。

4. 復会

- (1) 休会者はその旨を会長に届け出る事によって、復会することができる。

(会員の除名)

第7条 会員として不適当と認められるものがあるときは、役員会の議決に総会の承認を得て、除名する事ができる。

(会 費)

第8条 会員は、総会に於いて定める会費を納入しなければならない。

第3章 役員会

(役員の種類)

第9条 本会に次の役員を置く。尚、会長・副会長・事務局長・事務局次長・学術部長・学術部次長・財務部長・財務部次長・広報部長・広報部次長を常任理事とする。

- | | |
|------------------|-----|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 2名 |
| 3. 事務局長 | 1名 |
| 4. 事務局次長 | 1名 |
| 5. 学術部長 | 1名 |
| 6. 学術部次長 | 1名 |
| 7. 財務部長 | 1名 |
| 8. 財務部次長 | 1名 |
| 9. 広報部長 | 1名 |
| 10. 広報部次長 | 1名 |
| 11. 各地方および地区支部長 | 各1名 |
| 12. 各地方および地区支部次長 | 各1名 |

北海道地方、東北地方、北陸地方、
関東地方、中部地方、関西地方、
中国地方、香川地区、愛媛地区、
徳島地区、高知地区、九州地方

13. 会計監査 2名
ただし、各地方(地区)支部長および各地方(地区)支部次長は、同窓会員が不在である地方および地区については、置かないものとする。

同窓会員が1名の地方および地区においては、地方(地区)支部次長は置かないものとする。

(特別処置)

1. 特別処置において、初年度(2001年度)のみ、兼任を認める。次年度(2002年度)以降においては、兼任を認めない。
2. 特別処置において、初年度(2001年度)のみ、各地方(地区)支部次長及び事務局次長は、置かないものとする。
3. 特別処置において、初年度(2001年度)および次年度(2002年度)は、学術部長及び学術部次長は、置かないものとする。

(役員の選出)

第10条 本会の役員の選出方法は、次の通りとする。

1. 会長・事務局次長・学術部長・財務部長・広報部長・会計監査は、役員会で正会員より推薦し総会の承認を経て決定される。
2. 各地方(地区)支部長は、会員より推薦され、役員会及び総会での承認を要する。
 - (1) 会員が1名の地方(地区)においては、その会員が地方(地区)支部長となる。
 - (2) 任期満了後に於いて、会員が1名の地方(地区)に他の会員が編入した場合は、複数の場合、現職以外の会員にて地方(地区)支部長に推薦し、役員会及び総会での承認を要する。
 - (3) 任期満了後に於いて、会員が1名の地方(地区)に他の会員が編入した場合は、1名の場合、その会員が地方(地区)支部長となる。
3. 副会長・事務局次長・学術部次長・財務部次長・広報部次長・各地方支部次長・会計補佐は、それぞれの長により推挙され、総会の承認を経て決定される。

(役員の緊急補充)

第11条

1. 役員に欠員を生じ、緊急補充の必要があるときは役員会にてこれを補充する事ができる。但し、総会の承認を得なければならない。
2. 総会の承認を得ていない間は、欠員を生じた役員の代行として、その任に当たる。

(役員の任務)

第12条 本会役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会務を総括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時その職務を代行する。
3. 事務局長は会務の分担に基づき、その事項を処理する。
 - (1) 学校の鍵の管理、名簿の管理、葉書等の連絡・通信物の管理、同窓会誌の発行及び新卒業生へ対しての企画運営。
 - (2) 選挙の際は、立候補者・推薦候補者の受付及び信任投票の管理運営し、選挙の公平を期する。
 - (3) その他一般会務に関連する事項。
4. 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故がある時その職務を代行する。
5. 財務部は会計事務を処理する。
 - (1) 入会金・会費の徴収及び寄付に関する事項。
 - (2) 予算・決算に関する事項。
 - (3) 基本金・積立金の管理及び、利殖に関する事項。
 - (4) 現金及び、物品の出納保管に関する事項。
 - (5) その他一般会計に関する事項。
6. 財務部次長は、財務部長を補佐し、財務部長に事故がある時その職務を代行する。
7. 会計監査は会計を監査し、総会に報告する。
8. 学術部長は、本会学術会の運営の一切を取り仕切るものとし、学術会長に対しての指導を行う。また、発表論文・学術会抄録・学術会誌等を管理する。
9. 学術部次長は、学術部長を補佐し、学術部長に事故がある時その職務を代行する。
10. 広報部長は、本会の広告・宣伝に努めるものとし、同窓会誌の編集、四国リハビリテーション学院のオープンキャンパスの人選、その他の本会に関する情報の発信を行う。
11. 地方(地区)支部長は支部の代表として役員会に列して諸般の会議を審議する。但し、時により会務の一部を担当処理する。
12. 地方(地区)支部次長は地方(地区)支部長

を補佐し、地方(地区)支部長に事故がある時その職務を代行する。

13. 常任理事は、本会役員の任務の他に本会を円滑に運営する。また、四国リハビリテーション学院同窓会会報の発行を行う事とする。

(会長の任期)

第13条 会長の任期は、3年を1期とする。

1. 再任は防げないが、最長3期までとし、それ以降の同一人物の再任は、終生認めないものとする。
2. 任期終了後一年間は、後任会長の補佐役として、会長の職務を補佐する。

(事務局長の任期)

第14条 事務局長の任期は、2年を1期とする。

1. 再任は防げないが、最長3期までとし、それ以降の同一人物の再任は、終生認めないものとする。
2. 任期終了後一年間は、後任事務局長の補佐役として、事務局長の職務を補佐する。

(役員の任期)

第15条

1. 役員の任期は2年を1期とする。但し、再任は防げないが、最長3期までとし、それ以降の同一人物の再任は、最終任期満了後5年間は、認めないものとする。
2. 役員は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。
3. 任期中の役員変更は、前任者の残存期間とする。
4. 任期終了後半年間は、後任役員の補佐役として、各々役員の職務を補佐する。
5. 同窓会員が、1名の地方および地区に於いて、地方(地区)支部長が任期満了となっても他に同窓会員が存在しない場合は、任期満了後も留任することとする。

(役員の解任)

第16条 その地位にふさわしくない行為を行った役員は、総会の決議により解任する事ができる。

第4章 顧問

(顧問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、本会の発展に特に寄与した者について役員会で推薦し、総会に於いて決定する。

(任務及び任期)

第18条 顧問は、会長の諮問に応じ、また役員会の要請があるときは、役員会にて出席し、意見を述べる事ができる。

1. その任期の制限はない。

第5章 会議

(会議の種類)

第19条 会議は総会、役員会、常任理事会とし、総会を定期総会と臨時総会に分ける。

(会議の構成)

第20条

1. 総会は、正会員をもって構成する。
2. 役員会は、役員をもって構成する。
3. 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

(会議の決議)

第21条 総会の決議は出席者の3分の2以上の承認をもって成立する。役員会は過半数をもって成立する。

(総会の期日及び開催)

第22条

1. 総会は毎年1回に行う。但し緊急時に於いて、必要に応じて役員会の承認により、臨時総会を開く事ができる。
2. 役員会に於いて、臨時に総会が開催される事が決定した場合、書類を送付し、その内容について承認を求め、臨時総会と置き換えることができる。
3. 書類での臨時総会は、役員会での出席者全員の賛成が必要である。

(総会)

第23条 総会は次の事を行う。

1. 会則変更の決議。
2. 予算案及び、決算の承認。
3. 会計監査報告の承認。
4. 本会会則による各種の承認事項。
5. その他会長が必要と認めた事項。

(役員会)

第24条 役員会は次のことを行う。

1. 会則による各種の審議若しくは承認。
2. 総会に提出する議案その他の審議。

3. 理事会において決議された事項の承認。
4. 学術会委員会によって承認された学術会開催日時の承認および決定。
5. 来年度の予算の編成。
6. その他必要事項。

(会議の招集)

第25条 会議は会長が召集する。

(常任理事会)

第26条 常任理事会は、次のことを行う。

1. 本会が円滑に運営されるよう、会長もしくは、理事会の要請により開催される。

(議長及び書記)

第27条

1. 総会の議長は、その総会の出席者の中から選出する。
2. 役員会および理事会の議長は、会長がこれにあたる。
3. 総会の書記及びその他は、指名する。
4. 役員会および理事会での書記及びその他は、事務局長がこれにあたる。

(定足数)

第28条 会議は構成員の2分の1以上の出席がなければ開催する事ができない。委任状は出席とみなす。

(書面委任)

第29条 やむをえない理由の為に、会議に主席できない会議構成員は、あらかじめ通知された事項について書面を待って委任する事ができる。

第6章 会 計

(本会の資産)

第30条 本会の資産は、次の各号を持って構成する。

1. 入会金
2. 会費
3. 寄付金品
4. その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は総会の決議による。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日より開始され、翌年3月31日に終了する。

(入会金及び寄付金の納入要項)

第33条 本会に入会し、会員になろうとするものは、入会と同時に終身会費として、金 20,000 円を納入しなければならない。

1. 会費の納入は、①郵便振込

②会計部担当者への直接手渡し(直接以外は認めない)

以上の2方法のみとする。

2. 役員会で承認する事項のある役員は、会費の納入を保留する事ができる。

3. 既納の会費は、いかなる理由があっても返付しないものとする。

(金銭の保管管理)

第34条 一般会計経費に充てる金額は、役員会の承認を得た郵便官署に、できる限り貯金するものとし、財務部が保管管理する。

(基本積立金及びこの保管管理並びに支出できる場合)

第35条 本会は、前年度の余剰金を時宜によって、その全部若しくは一部を、役員会の決議を経て、積み立てることができる。これを基本金積立金という。

基本金積立金は、役員会の承認を得た郵便官署に、できる限り貯金するものとし、会計部が保管管理する。

基本金積立金は、支出することはできない。但し、特別な事情があるときは、役員会で3分の2以上の同意を得た上で、会長の承認を得て、支出する事ができる。

(予算及び決算並びにその款、項目)

第36条 予算は、収入と支出とに大別しさらに款、項目に区分する。決算もまた同じとする。

経常費は、入会金、会費、広告費(会報に掲載分のみ)、雑収入(預金利息等)、寄付金及び前年度繰越金を収入の款とし、これらをもって支弁するものとする。

経費の支出の款は、事務費、財務部費、総務、学術部費、会報部費、会議費、事業費、慶弔費、基本金積立金の九に区分する。

(予算の編成)

第 37 条 予算は、前年度の終わりに、次年度の予算を各部において編成し、財務部が取りまとめて、理事会にて、各部と協議した上で予算案を編成して、役員会の承認を得るものとする。

(予算の流用)

第 38 条 各部費において、予算の流用をしようとする時は、会計部の決裁を受けるものとする。

(やむをえない支出)

第 39 条 各部に於いて、やむをえない支出を要する時は、会長が責任支出をすることができる。但し、この場合は、役員会に報告して、承認を求めなければならない。

(決 算)

第 40 条 決算は、毎年度末に行い、財産表とともに役員会に提出して承認を求めるものとする。

(経費の出費)

第 41 条 各部の経費は、該当部から会計部に請求書を提出し、会長の決議を経て、支出を求めるものとする。

(物品の購入及び保管)

第 42 条 各部において物品の購入及び修繕しようとする時は、所定の領収書に記入し会計部に回付しなければならない。会計部はこの要請があった時は、所定の決議簿に記載し、会長の決裁を受けて処理するものとする。

各部に属する物品は、物品会計簿に記載して当該部が管理する。各部の物品会計は、会計部が監督する。各部の物品で不要に帰したものは、会計部に回付するものとし、その物品を売却または、焼却しようとする時は、会長の決裁を受けるものとする。

(帳簿及び証拠書類の整備、保存)

第 43 条 財務部の金銭及び貯金の会計簿(一般会計経常費)、物品台帳、各部所属の物品会計簿を備えて、収入、支出並びにその名称等、員数、購入価格、売却代及び棄却、消耗、その他必要な事項を記入し、常にこれらの状況を明確にす

るとともに証拠書類を整備、保管するものとする。

(役員交代時の会務の引継ぎ)

第 44 条 役員が交代する時は、その管理に属する帳簿、金銭、物品を整理し、その引継ぎをし、会長の承認を受けなければならない。

(名称)

第 45 条 本会に四国リハビリテーション学院同窓会学術会(以下「学術会」という)を置く。

(目的)

第 46 条 学術会は、2 年に 1 回、四国リハビリテーション学院にて、本会員の日頃の成果を発表する場所として開催される。

(部門)

第 47 条 学術会は、専門分野に応じて部門に分けることができる。

(学術会長)

第 48 条 学術会に、1 名学術会長を置く。

1. 学術会長は、本会役員である開催地の地方(地区)支部長をもってその任とする。

(職責)

第 49 条 学術会長は、学術会を統括する。

(学術会員)

第 50 条 本会の会員は、学術会員となる。

1. 本会の会員でない者も、学術会長の承認を経て学術会を傍聴することができる。

(学術会則)

第 51 条 本章に定めるものの他、学術会の開催に関する規定は、学術会則にて規定する。

(特別処置)

1. 特別処置として、初年度(2001 年度)および次年度(2002 年度)は、学術会を開催しないものとし、2003 年度より開催する。

第 8 章 規約改正

第 51 条 本会則は、役員会での出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ変更する事ができない。

第 52 条 本会則は、総会出席の 3 分の 2 以上の同意をもって成立する。

第8章 雑 則

第 53 条 この規約に規定のほか必要な事項の細則は、役員会の議決を経て決定する。

付 則

本会則は、2001 年 6 月 1 日から施行する。

本会則は、2004 年 7 月 1 日に改正、施行する。

第8章 規約改正の項

1. 本会細則の改正は、理事会において全員一致をもって改正される。

四国リハビリテーション学院同窓会細則

第2章 会員に関する項

(名称及び、就職先・連絡先の変更)

1. 会員の姓名及び、就職先・連絡先等の所在に変更があった場合は、新旧の所属地方・地区支部長及び、事務局長に連絡を行うものとする。また、連絡を受けた各所属の地方・地区支部長は、事務局長に連絡を行う事を義務とする。

第5章 会議に関する項

1. 役員会を行う際は、出席する役員に関して出張費として、本州、九州、四国に関しては、出席する役員の在籍している県庁所在地から開催地までに、最短時間で到着可能な JR 料金の片道料金を支給するものとする。但し、北海道・沖縄及び、離島等に関しては、航空費料金の往復料金も支給する。
2. 理事会にて決定した事項については、役員会にて承認を受けた後、会報にて報告する。
3. 役員会に於いては、年度最初の役員会を除き、支部長もしくは支部次長の出席をもって各支部の役員の出席が整っているとみなす。

第6章 会計に関する項

(予算及び決算並びにその款、項目)

第 36 条

1. 慶弔費は、本人及び関係者からの申告があった場合にのみ支出される。
2. 慶弔費は、本人および本人の父母または、本人存命中の子または、配偶者が死去した場合にのみ支出される。